

遠隔リハビリ関連の法的調査（カンボジア）

遠隔リハビリサービスを提供するための法的規制の確認

カンボジアで遠隔リハビリサービスを提供する上で、必要な事項を確認するために法的規制を確認した。現在カンボジアには遠隔リハビリ関連の法律は存在しないが、今後法整備が整う可能性があり、どこでもリハを医療サービスとして提供することが望ましい。医療サービスとして提供する場合、現地医療施設がサービス主体となる必要があるため、それらの施設との業務提携が必須であることが確認できた。

■ 遠隔診療・遠隔リハビリサービス提供についての法的規制

- 遠隔診療の法的規制：現時点でガイドラインや規制が存在しないため、現行の法律で認められている範囲内の医療行為を提供するのであれば問題ない。（現地法律事務所）
- 遠隔リハビリの法的規制：現時点でガイドラインや規制は存在しない。医師の指示や監督は必要とされていないが、今後法整備が整い規制される可能性がある。（現地遠隔診療企業への聞き取り）
- モバイルアプリケーションなどを使用して遠隔診療サービスを提供するにあたっては、ITサービスに関する事業パテントの取得が必要となることが確認できた。（CPTAおよび現地のモバイルアプリケーション開発企業への聞き取り）

■ 個人情報保護、データローカライゼーション関連の法的規制

- ASEANで個人情報保護に関する一般的な規制を定めるプライバシー統一法およびデータローカライゼーションの導入が加速している。
- 個人情報保護について、カンボジアには一般的な法律はないが、2020年5月に発効した「Eコマース法」で、電子システム上の個人情報については、保有者に対して情報保護対策を講じることが義務付けられた。
- データローカライゼーションに関するガイドラインは今後整備されていくものと思われる。